

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式

所管府省名	内閣府
法人名	独立行政法人北方領土問題対策協会

(平成23年9月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	○該当なし(検証の結果、不要資産の保有はない)
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	○該当なし(検証の結果、不要資産の保有はない)
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	○該当なし(検証の結果、不要資産の保有はない)
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○当協会の事務所については、既に業務に必要な最小限の規模である東京及び札幌の2か所となっている。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	○当協会は、北方領土問題に関しての全国的な啓発等業務を行う唯一の組織であり、内閣府をはじめ、外務省や民間運動団体等と緊密な連携・協調体制を確立する必要があることから、東京事務所は真に必要である。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	○該当なし(海外事務所は所有していない)
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	○該当なし(職員研修・宿泊施設は所有していない)
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	○当協会は既に平成19年度に東京事務所、平成20年度に札幌事務所の移転を実施し、経費の効率化を図っている。

3. 取引関係の見直し	
① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 競争性のない随意契約は原則行わないこととし、一般競争入札等においても一者応札・応募となった場合には、その原因を調査し、公告期間、入札参加条件、仕様書の見直しなどの改善を図り、コスト削減や透明性の確保に努めている。</p> <p>(金額ベース(単位:円)) 一般競争等272,280円(96.3%)、競争性のない随意契約10,489円(3.7%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等18件(90.0%)、競争性のない随意契約2件(10.0%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPに公表した。</p>
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 経費の用途等については、事業年度ごとに財務諸表、事業報告書を公開し、また、入札結果などの調達情報についてもその都度公開を行い、国民への説明責任を果たし、透明性の確保に努めている。</p> <p>また、「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室事務連絡)に従い、公表の対象となる契約先、公表する情報、提供を求める情報、公表日について周知を行っている。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 該当なし(該当する契約はない)</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 該当なし(類似の事業を実施する法人や、共同調達を行い得る法人はない)</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 該当なし(研究開発事業は実施していない)</p>

<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 北方領土隣接地域に保有する啓発施設2施設の管理について、地元自治体に無償又は実費負担により委託し、経費削減を図っている。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 出張の際のパック商品の選定やチケット手配等の業務を民間業者にアウトソーシングすることによって、旅費業務の簡素・合理化を図り、経費削減に努めている。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p>	
<p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>-</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ 該当なし(当協会のラスパイレース指数はこれまで常に100未満である)</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当府のHPに公表した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 役員報酬額は全て公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 監事による監査及び評価委員会による事後評価においても、ラスパイレース指数を示すなどして、厳格なチェックが行われている。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 一般管理費(人件費及び一時経費を除く。)については、既に中期目標に、平成24年度における当該経費の総額を、平成19年度に対して7%削減すると定めており、これを達成すべく努めている。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 職員にかかる諸手当については、原則として国に準じたものとしている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 事業費については、前年度事業の内容の検討・見直しを行い、より効果的、効率的な事業が実施できるよう事業ごとに計数を積み上げて積算するなど、透明化、合理化に努めている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 「コンプライアンス規程」を新たに制定し、同規定に定められている「コンプライアンス委員会」を開催し、外部委員を含めた委員の意見を聴取するなど、内部監査体制を整備した。</p>

5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	○該当なし(検証の結果、該当する事業はない)
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	○該当なし(検証の結果、該当する事業はない)
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	○該当なし(該当する知的財産は所有していない)
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	○該当なし(検証の結果、該当する事業はない)
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	○該当なし(検証の結果、該当する事業はない)

北方領土問題対策協会における措置状況

本資料は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定、以下「基本方針」という。)の別表「各独立行政法人について講ずべき措置」について、平成23年9月1日時点における実施状況を取りまとめたものである。

<表の見方>

○「事務・事業」、「講ずべき措置」、「実施時期」及び「具体的内容」の欄は、基本方針の当該欄の記述を転記した。

○「措置状況」の欄は、9月1日時点での実施状況について、以下の区分により整理した。

1a・・実施期限までに実施済み

1b・・実施期限よりも遅れたが、9月1日時点では実施済み

2a・・実施中

2b・・実施期限よりも遅れており、未だ実施中

3・・その他(実施時期が未到来)

※ 実施中の項目の中で、「一部措置済」と付されているものは、当該項目に含まれる取組のうち一部が終了していることを示す。

○「措置内容・理由等」の欄は、9月1日時点での実施状況について、具体的内容を記載した。

内閣府	北方領土問題対策協会
-----	------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図る事業	四島交流事業の実施方法の見直し	23年度から実施	四島交流事業に使用する後継船舶の就航（平成24年度）に合わせ、事業の実施方法を見直すこととし、平成23年度中に具体的な結論を得る。	2a	平成24年度からの後継船舶の就航に合わせ、四島交流事業の参加者に対し一部経費の負担を求めるとし、現在関係団体と調整を進めており、23年度中に結論を得ることとしている。
	広報啓発の重点化による効率化	23年度中に実施	既存の広報啓発の方法を見直して重点化を図るとともに、低コスト型の活動を推進することにより、一層の効率化を図る。	2a	平成23年度は、国と協会が合同で、北方領土問題に対する理解と関心が相対的に低い若い世代をターゲットとして、全国の各都市において地方メディアと連携した広報啓発を展開する「全国キャンペーン」を実施することとしており、これまで関心の低かった次代を担う若い世代に対する重点的な取組とするとともに、地方メディアの活用による普及効果の向上を図る。 また、これまで協会が支援して都道府県民会議ごとに実施していたパネル展等の啓発イベントについては、同キャンペーンと併催させることにより、集客力を高め、啓発効果の向上を図る。 さらに、これまで一部の都道府県のみで実施していた青少年向けのスピーチ・作文コンテスト事業について、平成23年度から、協会において全国規模のスピーチコンテストとして開催することとしており、同コンテストに関する効率的かつ効果的な広報の展開により参加者数の拡大を図り、事業の発展を図る。 その他、低コスト型で、広く国民の理解と関心の向上につながるような、インターネットを活用した事業の推進を図る。具体的には、教育現場における北方領土教育を教師がより容易かつ効果的に実施できるよう、副教材ソフトを作成し、インターネットを通じて頒布する。また、一般国民に受け入れられやすいアニメーションやCGを使用した啓発動画を作成し、インターネット等を通じて公開する。さらに、北方領土に関連する写真や資料、元島民の証言映像等を取りまとめ、インターネットを通じて公開するデジタルライブラリーを制作する。 なお、老朽化が進んでいる啓発広告塔等については、活用方法を検討した上で、改修を行うとともに、効果が薄れているものについては撤去することとし、電光掲示板などのより効果的な媒体を活用する。 また、例年実施している都道府県民会議代表者全国会議についても、これまで都道府県ごとに持ち回りで開催していたものを東京開催とし、バック料金を活用した旅費等の縮減を図る。
02 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業	事業の効率化	22年度から実施	引き続き業務の効率化を図る。	2a	平成22年3月から個人信用情報システムの利用を開始し、22年度においては利用対象資金87件の申し込み中6件について多重債務状態にあることが判明するなどの効果があった。なお、平成23年度以降も同システムを活用し、将来の債権回収コストの抑制に努めることとしている。